

# 令和2年度第6回香川地方最低賃金審議会議事録

令和2年11月25日(水)

高松サンプール合同庁舎

北館702会議室

出席者	公益側	東、籠池、春日川、柴田、高塚
	労働者側	大島、立石、土田、中村
	使用者側	窪田、篠原、友國、濱田

議 題

- 1 令和2年度最低賃金の改正状況について
- 2 その他

【賃金室長】 ただ今より第6回香川地方最低賃金審議会を開催させていただきます。

各委員におかれましては、お忙しい中をご出席いただき誠にありがとうございます。

審議会の開催にあたり、本日の委員の出席状況についてご報告いたします。

本日は、労働者代表の瀧委員、使用者代表の綾田委員が欠席でございますが、13名の委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしており、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。

続きまして、本日の資料についてご確認願います。会議次第、資料目次がございまして、

資料No.1 (1頁)

香川県の最低賃金

資料No.2 (3頁)

香川県の特定最低賃金の推移

資料No. 3 (5 頁)

令和2年度香川地方最低賃金審議会及び同専門部会の開催状況  
資料No. 4-1 (7 頁)

香川県最低賃金の改正決定について (答申)

資料No. 4-2 (11 頁)

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について (答申)

資料No. 5-1 (13 頁)

最低賃金の改正決定の必要性の有無について (答申)

資料No. 5-2 (15 頁)

香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信  
機械器具製造業最低賃金の改正決定について (答申・報告書)

資料No. 5-3 (19 頁)

香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業  
最低賃金の改正決定について (答申・報告書)

資料No. 5-4 (23 頁)

香川県冷凍調理食品製造業最低賃金の改正決定について (答申・  
報告書)

資料No. 5-5 (27 頁)

香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の改正決定に  
ついて (答申・報告書)

資料No. 6 (31 頁)

特定最低賃金対象業種の状況

資料No. 7 (33 頁)

すべての都道府県で地域別最低賃金の答申がなされました

資料No. 8 (37 頁)

「香川県最低賃金」を時間額820円に改正

資料No. 9 (43 頁)

厚生労働省作成パンフレット「守ってね！最低賃金。」

資料No. 10 (45 頁)

香川県の特定最低賃金の改正決定（発効）について  
を用意させていただいておりますが、不足資料等はございませんか。

よろしいですか。それでは、柴田会長、議事の進行をお願いいたします。

【柴田会長】 本年度の最低賃金審議は、地域別最低賃金につきましては、香川労働局長から6月30日に改正諮問をいただき、4回の香川県最低賃金専門部会で審議を重ね、8月5日に結審となりました。

各側委員には熱心なご審議をいただいたことに対しまして、厚くお礼申し上げます。

また、当県で設定されている4つの特定最賃につきましても、4業種とも労使各側委員のご理解ある判断のもと、すべて全会一致により結審・答申の運びとなりましたことにつき、重ねてお礼申し上げます。

さて、本日の議題は次第にありますように、

- 1 令和2年度最低賃金の改正状況について
- 2 その他

となっております。

それでは、議題1について、事務局から説明をお願いします。

【賃金室長】 それではまず当県の今年度の最低賃金の改正状況について説明いたします。

1頁の資料No.1としまして、本年度の香川県最低賃金、4つの特定最低賃金を一覧表にしております。

香川県最低賃金 820円

香川県冷凍調理食品製造業最低賃金 821円、以下「冷食」と呼びます。

香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金 943円、以下「機械」と呼びます。

香川県船舶製造・修理業， 船用機関製造業最低賃金 956円、以

下「船舶」と呼びます。

香川県電子部品・デバイス・電子回路電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 886 円、以下「電気」と呼びます。

次に、3 頁の資料 No. 2 は、香川県の特定最賃の推移と題したグラフで、地域最賃と 4 つの特定最賃の金額の推移を表しております。

船舶、機械、電気は地域別最低賃金と同様に右肩上がりの傾向であり、冷食については、他の 3 業種に比べ伸びが鈍い状況でありましたが、平成 29 年度から引上げ幅が大きくなっております。

また、今年度の引上げ幅は、すべてについて例年より小さくなっております。

続いて、審議状況でございますが、5 頁の資料 No. 3 「令和 2 年度香川地方最低賃金審議会及び同専門部会の開催状況」をご覧ください。

本審は今回を含め 6 回、運営小委員会を 1 回、香川県最低賃金専門部会を 4 回、冷食専門部会を 3 回、機械専門部会を 3 回、船舶専門部会を 3 回、電気専門部会を 3 回開催しております。

まず、香川県最低賃金については、第 1 回本審を 6 月 30 日に開催し、局長より改正決定についての諮問を行いまして、その後、専門部会の欄の「香川県最低賃金」の行の①第 1 回専門部会を 7 月 22 日に開催し、右の②第 2 回専門部会を 7 月 31 日開催して金額審議に入りました。その後、第 3 回専門部会を 8 月 4 日に、第 4 回専門部会を 8 月 5 日に開催して、全会一致には至らず、採決となりましたが、その結果を踏まえて、あらためて第 4 回本審において採決の上で結審し、金額で 2 円、率にして 0.24% アップの 820 円での答申をいただきました。

その後、8 月 17 日に香川県労働組合総連合より、8 月 18 日に香川連帯ユニオンより異議の申し出があったことから、8 月 21 日に異議審（第 5 回本審）を開催してご審議いただき、8 月 5 日付け答申どおり決定することが適当との結論を頂きましたので、所定の事

務手続きを行い、10月1日発効となったところでございます。

続いて、特定最賃につきましては、第3回本審を7月31日に開催し、局長より改正の必要性の有無について諮問を行い、運営小委員会の行にあるとおり、同日開催しました運営小委員会におきまして、4つの特定最賃については改正の必要性有りとの結論に至りました。

第4回本審を8月5日に開催し、改正の必要性有りの答申を頂きましたので、同日、局長より冷食、機械、船舶、電気の4つの特定最賃の改正決定についての諮問を行いました。

そして、例年は特定最賃の専門部会の前に実施しておりました実地視察について、今年度は船舶を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大予防の観点から見送ることとさせていただきます。

各特定最賃の第1回目の専門部会は、4専門部会合同で9月25日に開催いたしました。以後各専門部会を順次開催してご審議いただいたわけですが、本年度、特定最賃につきましては、すべて3回目の専門部会におきまして、全会一致により答申を頂くことができました。

まず、電気につきましては10月5日に、金額でプラス3円、率にして0.34%アップの886円で答申をいただきました。

次に、機械につきましては10月6日に、金額でプラス3円、率にして0.32%アップの943円で答申をいただきました。

冷食につきましては10月8日に、金額でプラス2円、率にして0.24%アップの821円で答申をいただきました。

最後に、船舶につきましては10月9日に、金額でプラス3円、率にして0.31%アップの956円で答申をいただきました。

なお、特定最賃の審議会答申に係る異議申出はございませんでしたので、所定の事務手続に入り、最後に答申をいただいた船舶が11月10日に官報公示され、4つの特定最賃全て12月15日から発効

することが確定しました。

それぞれの答申文、報告書につきましては、7頁からの資料No. 4-1に「香川県最低賃金」の答申文の写しを、11頁の資料No. 4-2に「香川県最低賃金の異議申出」に対する答申文をつけております。13頁の資料No. 5-1に「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無」の答申文を、15頁からの資料No. 5-2に電気に関する答申文・報告書を、19頁からの資料No. 5-3に機械に関する答申文・報告書を、23頁からの資料No. 5-4に冷食に関する答申文・報告書を、27頁からの資料No. 5-5に船舶に関する答申文・報告書を添付しておりますので後ほどご参照ください。

以上、ご説明しましたとおり、本年度の香川県の最低賃金の改正審議につきましては、すべて終了いたしておりますことをご報告いたします。

31頁の資料No. 6は特定最低賃金対象業種の状況です。

香川県最低賃金の影響率は2.4%ですが、特定最低賃金の影響率は、影響率が小さいものから、船舶2.9%、機械8.0%、電気8.5%、冷食10.6%となっております。

これらにつきましては、その周知と履行確保に努めていくことにしております。

次に、地域別最低賃金の全国の状況ですが、資料の33頁に資料No. 7としまして、本年度の本省の報道発表資料をお配りしております。

これには、全国の地域別最低賃金額一覧が記載されておりますが、最低賃金の引上げを行ったのは40県で、1円から3円の引上げ（1円は17県、2円は14県、3円は9県）となっており、また、改定額の全国加重平均は902円（昨年度は901円）となっております。それから、地域別最低賃金の最高額は東京都の1,013円で、最高額と最低額792円との金額差は、221円（昨年度223円）となっております。

また、最高額に対する最低額の比率は、78.2%（昨年度は 78.0%）と、6年連続の改善となっております。以上となります。

【柴田会長】 ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等はございませんか。

ご意見、ご質問等ないようですので、議題2の「その他」に移ります。事務局から何かございますか。

【賃金室長】 最低賃金改正についての周知・広報の状況についてご説明いたします。

最低賃金の周知については、県、市町等の行政機関をはじめ、各種団体や公共交通機関、事業場など1,000を超える団体や事業場に対しまして、ポスターの掲示、チラシの配布などによる周知や広報誌等への掲載依頼をお願いするとともに、今年は実施回数が少ないですが局・監督署で行う各種説明会におきましても、チラシを配布するなどにより周知を図っているところでございます。

また、37頁の資料No.8のとおり、9月28日に、10月1日から香川県最低賃金が820円となることを発表し、読売新聞などにより報道されたところです。

さらに、従来高松駅前におきまして有志の審議会委員にもご参加いただきまして、早朝より最低賃金周知キャンペーンとして、最賃リーフレット入りのポケットティッシュを配布しておりましたが、今年は新型コロナウイルス感染拡大予防の観点からこれを見送ることといたしました。

しかしながら、これに代え、今年是最賃リーフレット入りのポケットティッシュ5,000個をコンビニエンスストア47店舗において配布していただきました。

加えて、琴電の車内において、車掌から「香川県の最低賃金は今年の10月1日から1時間820円となり、それまでの818円から2円引き上げられました。最低賃金1時間820円は香川県で働く方すべてに適用されるものです。詳しい内容は香川労働局賃金室までお

問い合わせください。」

とのアナウンスを行って広報をしていただきました。

さらに、職業安定部が実施する就職フェア、就職面談会において、改正された県最賃額を記載した「のぼり旗」を会場の目立つ場所に置き、広報周知を行いました。

今後におきましても、あらゆる機会を通じまして、特定最低賃金を含め最低賃金の周知を図って参りたいと考えております。

さらに、最低賃金の履行確保についてですが、最低賃金の履行確保に係る監督指導を第4四半期に実施する予定としております。

最後に、今後の審議日程につきましてご説明いたします。

来年3月18日（木）に、本年度最後の第7回本審を予定しておりますが、この日程調整につきましては、かなり早期であったため予備日を3月17日に設けさせていただいております。時期が近づきましたらメール等により日程を確定させていただく予定でございます。

第7回本審におきましては、来年度の特定最低賃金改正等の意向確認や来年度への申し送り事項等につきましてご審議いただく予定でございます。

また、審議会に提出させていただいております資料につきましても、追加或いは削除等のご意見をお伺いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

なお、特定最低賃金の改正に関わる意向表明につきましては、これまでと同様、局長宛の書面によりまして、来年の2月下旬を目途にご提出いただきますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

【柴田会長】 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等あるいは他に何かございませんか。

事務局の方で、何かございますか。

【賃金室長】 はい。本審議会の後、事務連絡等がございますので、

委員の皆様はしばらく残っていただきますようお願いいたします。

それでは最後に、本間労働局長よりご挨拶を申し上げます。

【本間労働局長】 香川労働局長の本間でございます。

柴田会長を始め、各委員の皆様におかれましては、今年度も円滑な審議会運営にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

お陰様で、地域別最低賃金をはじめ、4業種の特定最低賃金につきまして、すべて結審し、答申をいただきました。

皆様の円滑、かつ、真摯なご審議に対しまして、改めて厚くお礼申し上げます。

審議会から答申をいただいた最低賃金につきましては、地域別最低賃金については10月1日に発効、特定最低賃金については、4業種すべて12月15日から発効の運びとなっているところでございます。

今年は、新型コロナウイルス感染症の影響がある中での引き上げとなっており、それぞれの最低賃金が確実にその役割を果たすよう、しっかりと周知を行った上で、監督の実施等の履行確保を図るとともに、助成金の活用促進にも努めて参りたいと考えております。

審議会委員の皆様には、労働行政に対しまして、今後ともご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

【柴田会長】 ありがとうございました。以上で審議を終了いたしますが、本日の議事録の署名は、立石委員と窪田委員にお願いしたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

それでは、これをもちまして第6回香川地方最低賃金審議会を閉会といたします。ありがとうございました。

――了――